

市民科検討委員会設置要綱

制定 令和7年4月1日 教育長決定 要綱第11号

(設置)

第1条 区立学校における市民科の在り方の検討に関する事項を審議するため、市民科検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる検討事項について審議し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) これからの市民科の在り方に関すること。
- (2) 市民科における児童・生徒が社会の一員として役割を遂行できる資質・能力の育成、および市民科の構成・標準授業時数等に関すること
- (3) 市民科学習および一貫プランなど市民科の内容に関すること
- (4) その他市民科の推進に関すること。

(委員)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 校長会代表
- (2) 学識経験者
- (3) 区民代表
- (4) 企業関係者
- (5) 教育次長
- (6) その他教育長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員（第3条第5項に定める委員を除く）の任期は、原則として年度を単位とし、委嘱日から年度末までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は学識経験者の中から委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会等の設置)

第7条 検討委員会の下に次の各号に定める部会を設ける。

- (1) 市民科調査研究会
 - (2) その他委員長が必要と認める部会
- 2 部会員および部会長は、教育長が別に指名するものとする。

(他の協力組織)

第8条 検討委員会は、次の組織と協力する。

- (1) 品川区立学校長会
- (2) 品川区立小学校・義務教育学校副校長会
- (3) 品川区立中学校・義務教育学校副校長会
- (4) 品川区立幼稚園長会
- (5) 品川区教育会
- (6) その他教育長が必要と認めた組織

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総合支援センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。